

岐阜県公報

号外 平成二十五年四月一日

目 次
規 則

岐阜県郷土工芸品審査会規則

(地域産業課)

ページ

岐阜県郷土工芸品審査会規則を()にて公布する。
平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

肇

規 則

岐阜県規則第五十六号

岐阜県郷土工芸品審査会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県附屬機関設置条例（平成二十五年岐阜県条例第一号）第二条の規定に基づき、岐阜県郷土工芸品審査会（以下「審査会」といふ。）の組織及び運営に関する必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第二条 審査会は、次の事項を調査審議する。

- 一 岐阜県郷土工芸品の指定に関する知事の諮問に応じ、答申すること。
- 二 県内の郷土工芸品の振興に関すること。

（組織）

第三条 審査会は、委員五人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

（委員の任期）

第四条 委員の任期は、一年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第五条 審査会に会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第六条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせることができる。

(庶務)

第七条 審査会の庶務は、商工労働部地域産業課において処理する。

(委任)

第八条 この規則に定めるもののほか、審査会の組織及び運営について必要な事項は、会長が審査会に諮つて定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。